

**「特別徴収義務化」をうたう各自治体への
当社回答 / 解釈および回答依頼書**

株式会社レップワン 代表取締役 福田

大阪府中央区本町 1-1-3 本町橋西ビル 9階 06-6263-8082

本紙は、以下 No.1 の連絡 と No.2 への回答を求めるためである。

No.1：普通徴収を希望する（理由：下段の「私の主張4点」）

No.2：「特別徴収の義務化」をうたう各自治体からの回答依頼

■はじめに

当社は2004年創業のIT系の人材派遣会社である。創業以来、法人税や源泉徴収税の納付に遅滞は一度もない。また14期目である昨期（2017年12月期）まですべての「給与所得者」が「普通徴収」であった。当社は私のみが「営業」「総務などすべての事務」を執り行っておりムダな人員はおらず、スタッフへの還元（市民税納付額の向上）に努めている。

2018/3/31 現在で、普通徴収での従業員は下記計18名、在住分布は以下通りである。

市町村	名	市町村	名	市町村	名	市町村	名
大阪市	3	東大阪市	1	大和郡山市	1	堺市堺区	1
埼玉県越谷市	1	門真市	1	埼玉県草加市	1	東京都江東区	1
滋賀県守山市	1	枚方市	1	埼玉県上尾市	1	横浜市栄区	1
奈良県北葛城郡	1	横浜市港北区	1	千葉県市川市	1	東京都大田区	1

■私の主張4点

1. 別紙1：自治体が主張する「メリットデメリット」への反論
2. 特別徴収“義務”者＝事業主と解釈しているようだが、本資料の別紙2「地方税法、第三百二十一条の三」の赤字部分に明記された文章はどう解釈するのか？当社は上記表のように、各自治体へ1名在住が占める。
3. 各自治体のフォーマットの違い（別紙1：会社のデメリット5、別紙3）による非効率
「統一地方税センター」などを作って、徴税などの仕事を効率化できないのか？
4. 事業主から普通徴収を希望するやり取りの無意味さ
毎年、会計顧問から当社従業員の所属する自治体に対し、「給与支払報告書」へ「普通徴収希望」として提出しているが、それらを加味せず一方的に「特別徴収」にすると、提出自体がムダな仕事である。

上記4点、私は各自治体の掲げる一方的な義務化、メリットデメリットの主張に全く賛同できない。

■回答依頼

上記私の主張4点に対し、明確な回答を頂きたい。（特に2：“ただし”の解釈について）

■回答結果によるこちらのアクション

各自治体の回答趣旨が同一で、それが「特別徴収にもっともな理由」の場合、全市町村の特別徴収依頼に応じる。なお、「当社が～市だけ例外で特別徴収に応じる」というのは、行政が「2府4県で協働徹底している」というアピールをしている以上、矛盾することになるため実施しない。

■別紙1：メリットデメリット：各自治体が配布するパンフレットなどから反論

	誰のメリットか	メリットである主張と、その反論
メリット	従業員	<p>1. 従業員にとって、金融機関へ納税に出向く手間を省くことができる (年4回 or 年1回)</p> <p>(反論) 納税者の手間を省くため、会社が納税者とは別の従業員(事務社員)を雇い、特別徴収で納付する手間はどうか考えるのか? 納税者である従業員が一括払いすれば、1回でことたりる。</p> <p>上記担当社員を雇えば、当然納税者の賃金は減る。手間が下げれば、誰かのコストが上がり(この場合は会社)、関係者の取り分が減り、(この場合は納税者賃金)、最終的には納税額も減るがその影響は鑑みないのか?</p> <p>2. 給料から、住民税が年12回の天引きなので従業員の1回あたりの納付額が少ないこと。</p> <p>(反論) 総額が変わらないのに、分割払いがメリットであるわけではない。また、事業者の計算ミスなどもあり、関連する手間も増える。</p>
	会社	前ページのように、各自治体に1名ずつしか社員がいない状況では、手間が増えるだけで、特別徴収のメリットは皆無
	自治体	<p>1. 税金徴収の手間を事業者に投げることで、徴収漏れを少なくする。 →納税は義務である以上、徴収漏れをなくすことには賛同する。</p> <p>2. 自治体の改善努力義務を放棄 自治体が持つ時代遅れな徴税システム / 前例主義の業務設計の見直しが放置/無視されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いまだに紙ベースのやり取り ・一度発行した納付書は再発行できない <p>(2017年守山市とのやり取りで判明)</p>
デメリット	会社	<p>以下のように工数とペナルティの増加のみ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 毎月の納税の手間がかかる(常時雇用10人以上)。 納付は「ゆうちょ以外はNG」という自治体すらある。 2. 従業員の入社、退職のつど手続きが必要。 3. 年末調整や確定申告の扶養控除などが間違っている場合、納付額の変更通知が送付されて給料からの天引きに追加して再度天引きする手続き 4. 住民税の納付が遅れると、会社にペナルティが課される。 ペナルティ: 延滞金のほか地方税法第324条第2項で「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納税しなかった特別徴収義務者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金とする」と規定。 →「特別徴収」で協力しているのに、かつペナルティを課す権利まで自治体にあるのはおかしい。 5. 自治体ごとの様式の違いによる対応の手間
	従業員	納付の手間は発生するが、各自治体が計算し、納税者に送ったほうが計算ミスなどは少なくなる。会社が嘔むと、エラーポイントが増えるだけ。
	自治体	デメリットはなく、メリットしかない。

【私見】昨年よりは「特別徴収」を息巻く自治体は増えた。2017年、枚方市と守山市の担当者が「今年から関西全域です」と担当者が発言したため、担当者に電話口で言質を取ろうとしたが、言葉を濁された。

別紙2：地方税法 第三百二十一条の三 の引用

第三百二十一条の三 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、第三百十七条の二第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第三百二十一条の七の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

